

## 2003年北海道予算・政策 を高橋はるみ知事に要請

6月に開催される第2定例北海道議会に、高橋知事がはじめての政策予算(補正)を提案する。昨日(28日)午後2時30分から、連合北海道は笠井会長、峯後事務局長など執行部が、「2003年度北海道予算・政策に関する要請書」を提出した。要請書は9分野48課題144項目で補正予算に反映するよう求めた。要請書に基づく各部交渉を実施するが、道は6月中旬までに回答する予定。下記の、重点事項に対する高橋知事コメントは以下の通り。(要請書は昨日発送)

### 重点事項に対する知事回答(要旨)

#### 高橋はるみ知事挨拶(要旨)

連合北海道の皆さんには、日頃から道政の推進に対する協力や様々な政策提言をいただいていることに感謝申し上げたい。皆様からいただいた要請書に対して、コメントの前に、当面する課題認識について、若干申し述べさせていただく。

知事に就任して1カ月が経過。この間、本年1～3月期の完全失業率が8.1%と過去最悪を記録、今年3月の新規学卒者の就職率もこれまで最低であった昨年を下回るなど、雇用環境は極めて厳しいものと認識している。

このため、第2回定例会に向け、「一市町村一雇用おこし」などの新たな施策を検討中。私としては、雇用対策を当面する道政の最重要課題として位置付け、全力を尽くす決意であり、皆様のご理解・ご支援をお願いしたい。

#### 雇用・労働政策、季節労働者の冬期雇用援護制度の改善・延長

季節労働者の冬期雇用の拡大と通年雇用化を促進させるため、より実効があがるよう冬期援護制度の改善、暫定措置期間の延長を国に働きかけること。そのために、知事が先頭にたち道の強力なリーダーシップによって、北海道季節労働者協議会の各構成団体の活動を強化するとともに、総決起集会、緊急中央要請行動など「オール北海道」の取り組みをすすめること。

#### <知事コメント>

「冬期雇用援護制度」についてであります。この制度は、本道の季節労働者の通年雇用化に大きな役割を果たしており、道としては、国に対し、暫定制度である冬期雇用安定奨励金と冬期技能講習助成給付金の存続・延長を要望してきている。

本年度は、4月、行政、経済団体、労働団体など16団体で構成する「北海道季節

労働者対策連絡協議会」が厚生労働省、道内選出国會議員に対し、同趣旨の要望を行った。

今後、国が概算要求を行う8月までの間、さらに協議会による中央要請活動を行うなど、オール北海道として、取り組みたい。

また、道としても、私自身を先頭に、できるだけ早期に厚生労働省や道内選出国會議員などに対し、暫定制度の存続・延長を求めていきたいので、労働団体である皆様にも、通年雇用の促進が図られるよう、ご協力をお願いしたい。

エネルギー政策・幌延深地層研究センターに関わる基本方針の堅持

核燃料サイクル開発機構が幌延深地層研究センターで進める調査研究事業にあたり、「本道に放射性廃棄物の持ち込みや、貯蔵・処分場は受け入れない」との基本方針に基づき制定した、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を今後も堅持すること。また、それを担保するため「協定履行状況を確認する機関」が設置されたが、将来にわたって放射性廃棄物が持ち込まれることがないよう監視機能を発揮すること。

エネルギー政策・原子力発電の安全・情報公開

原子力発電は過渡的エネルギーであり、「脱原発」をめざし、代替エネルギーの開発・普及を進めること。

< 知事コメント >

「幌延深地層研究センター」についてであります。道としては、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を施行（平成12年10月24日）しており、今後とも、この条例に沿って、道内に放射性廃棄物を持ち込むことのないよう努めたい。

また、道、幌延町及び核燃料サイクル開発機構が締結した（平成12年11月）「幌延町における深地層の研究に関する協定書」に関しては、この協定の履行状況を確認するための機関を道と幌延町で設置（平成15年4月）したので、道としては、今後とも、幌延町及び核燃料サイクル開発機構とともに協定を誠実に履行してまいります。

「原子力発電の安全・情報公開」についてであります。道としては、限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐとともに、持続的発展が可能な循環型社会経済システムを築くため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」を施行。（平成13年1月）今後とも、この条例の趣旨に沿って、エネルギーを無駄なく大切に使用するとともに、北海道の自然や産業に根ざした環境に優しい、太陽光、風力、バイオマス、雪氷エネルギーなどの新エネルギーの開発・導入の促進に積極的に取り組んでまいります。また、国の新エネルギー施策の普及や導入に積極的に取り組みたい。

道政改革・道州制に向けた、支庁制度・市町村合併

支庁制度のあり方については、地域の広域的自治を支える観点から、所管区域を含めて抜本的に見直すこと。また、本庁のスリム化を図る中で、支庁の機能・権限を強化すること。なお、これらの改革にあたっては、道州制への移行、基礎自治体の再編、支庁制度の改革の「三位一体の改革」とすること。

< 知事コメント >

「支庁制度・市町村合併」についてであります。新しい時代の「支庁」は、分権時代の市町村行政の拡充に向けた取り組みを支援するとともに、広域的自治体としての道の役割を地域で果たすという役割をもつ組織へと転換していく必要があると考えている。具体的には、

- ・ 土木現業所等の出先機関と支庁を統合し、支庁長の権限の強化を図り、地域の総合行政体制を確立することとしたい。

- ・ また、支庁の所管区域の見直しについては、幾つに再編するかという数の議論よりも、道民、市町村により密着した支庁になるよう改革を進めていくことが大切。

こうした改革に当たっては、市町村合併の動きや道州制の検討、国の地方制度改革の動向を踏まえるなど、将来の道や市町村のあり方を見据えながら取り組みを進めてまいりたい。

**道政改革・北海道自治基本条例の制定**

住民の知る権利や参加する権利、行政や議会の情報公開や説明責任、常設の住民投票制度を規定する「北海道自治基本条例」を制定すること。

< 知事コメント >

「北海道自治基本条例」についてであります。道では、情報公開制度の充実や政策評価システムの確立など、これまでの改革を踏まえて、道政運営の基本となる考え方や仕組みを明らかにするため、昨年10月、行政基本条例を制定。この条例を制定する際、「自治基本条例」についても議論があったと承知しているが、行政基本条例を制定して間もないこともあり、私としては、この条例の趣旨に沿って、情報公開や道民参加をさらに進める中で、道民のために働く、活力ある道庁を実現し、道民の皆さんや市町村と一体となって、新しい北海道づくりを進めていきたい。

**米海兵隊の矢臼別演習場移転訓練**

米海兵隊の矢臼別演習場での移転訓練については、「規模縮小や夜間訓練中止」「日米地位協定の見直し」等の地元意向を在日米軍、国に求め、改善が行われなければ受け入れを拒否すること。

< 知事コメント >

「矢臼別演習場移転訓練」についてであります。道としては、これまでも、地元関係自治体とともに、矢臼別演習場での訓練が将来にわたって固定化されないことや、在日米軍基地全体の整理・縮小に向けて、国において最大限の努力を払うこと、夜間の射撃訓練を行わないことなど、地元の意向が十分尊重されるよう、国に申し入れを行ってきた。

また、米軍基地や演習場に起因する諸問題を解決するため、日米地位協定の見直しなどにつきましても、在日米軍基地を有する都県と連携を図りながら、今後とも、国に強く働きかけていきたい。

以上